

(答弁書第九十号) 昭和二十二年十月二十三日配付

内閣参甲第九八号

昭和二十二年十月二十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出主食糧横流重罰等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出主食糧橫流重罰等に関する質問に対する答弁書

一 關取引事件に対する科刑が一般に輕きに過ぎるのではないかという点については、政府としても常に反省を加えつつあるのであつて、あらゆる機会を通じて檢察廳に対し処罰の寬嚴よろしきを得るよう特に注意を喚起してきているのである。

主食關係の事犯については、現下の逼迫せる食糧事情に鑑み、特に取締の重点を置いているのであつて、統計的にみても全經濟事件の大半は、主食關係事犯によつて占められているといふ実情であり、その処罰に關しても他の事犯に比し遙かに重く処分されているのである。

もとより主食に關する關取引といつても、事犯によりその態様は多種多様であり、従つて又情狀も区々にわたつていのであるから、これが量刑も個々の具體的事件に即して決定すべきものであり、決して画一的に決定し計數的に算定すべきものではないと考える。

なお刑罰としては單に罰金刑のみならず懲役刑、沒收、追懲等もあり、又懲役刑と罰金刑との併科も

可能なのであるから、これらの刑を自在に驅使しつつ、重かるべきものに対しては嚴罰をもつて臨み量刑の妥當を期しない。

二 食糧營團のマージンは、必要とする諸経費から副産物收入として空俵及び糠の營團の販賣價格を差引いて決定してある。従つて空俵の收入は營團運営上絶対に必要な收入であつて、決して雜收入ではない。この收入がなければ營團の經理はそれだけ赤字を生ずることになる。昭和二十年度以降の總收入は次のようである。

昭和二十年度

二八、七八七千四

昭和二十一年度

八九、八六二千四

昭和二十二年九月迄

一〇八、五七三千四

三 主要食糧に関しては、政府はその生産から消費にいたるまでの全流通機構につき、常に嚴重な統制を以て臨んでいるのであり、その間には何等特權的な又は不公正な事實の介在を許容していない。關取引

に対する罰則の通用についても一にのべたように常に寛嚴よろしきを得るよう努力をしているのであつて、政治の不完全等ということはないと考えられる。